

「オレンジリングチーバくん」の使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「オレンジリングチーバくん」(以下「チーバくん」という。)をパンフレット、リーフレット、ポスター、チラシ、広報・PR・啓発用グッズなどの印刷物及びデジタルコンテンツ等(以下、「印刷物等」という。)に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。ただし、デジタルコンテンツはSNS、ホームページ、ホームページ用バナーにおける使用に限るものとする。

(チーバくんの形式)

第2条 チーバくんの形式は、別記第1号様式のとおりとする。

(著作権)

第3条 チーバくんの著作権は千葉県に属する。

(チーバくんの使用)

第4条 チーバくんは、認知症普及啓発を推進する目的で作成したものであり、使用者は目的に沿って使用するものとする。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するとき、チーバくんの使用を申し込むことができる。

(1) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体(法人格を有しないものを含む。)が公益的な活動のために使用するとき。

(2) その他高齢者福祉の観点から使用が適当であると知事が認めるとき。

3 チーバくんは、チーバくん及びこれを使用する印刷物等の内容が、以下の各号の条件に適合する場合に限り、使用できるものとする。

(1) 別記第1号様式に定められた形状及び色彩で使用する事。

(2) チーバくんの上に他の図形や文字を重ねて使用しないこと。

(3) チーバくんを使用する印刷物等に係る内容について千葉県が保障していると誤解させるような表記その他の使用形態をとっていないこと。

(4) 商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を上げることを目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスにチーバくんを使用しないこと

(5) 特定の政治活動又は宗教活動に関するものでないこと。

(6) 公序良俗に反するものでないこと。

(7) 千葉県の印象を損ねるものでないこと。

(8) その他チーバくん作成の目的を損なうおそれがないと認められること。

4 チーバくんの使用にあたっては、本要領及び「千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」デザイン等使用取扱要領」に基づく遵守事項等を遵守すること。

5 チーバくんの使用は、チーバくん作成の目的に鑑み、無償とする。

(使用の申込み)

第5条 チーバくんを印刷物等に使用しようとする者は、別記第2号様式に定める使用申込書に必要事項を明記し、千葉県健康福祉部高齢者福祉課に申込むものとする。ただし、国及び地方公共団体が使用するとき又は新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用しようとするときは、この限りではない。

2 前項の申込みの内容が前条第2項及び第3項各号の条件を満たすと判断される場合、知事は当該申込みを許諾するものとし、チーバくんの使用の許諾を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、別記第3号様式に定める使用許諾書を交付し、併せてチーバくんの印刷用のデータを交付するものとする。

3 前2項の申込みの内容が前条第2項及び第3項各号の条件を満たさないと判断される場合、知事は別記第4号様式に定める使用不許諾通知書により、申込者に通知するものとする。

(使用期間)

第6条 チーバくんの使用期間は、原則として1年以内とし、次項による場合を除き使用申込書に記載のとおりとする。

2 知事は、必要に応じて、使用期間を修正することができる。この場合において修正した期間は、許諾通知書に記載して通知する。

3 使用期間終了後において、引き続きチーバくんを使用するときは、改めて申込みを行い、使用許諾を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾された内容に基づくチーバくんの使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 使用許諾書に条件が付されている場合は、これに従うこと。
- (4) 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。
- (5) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(許諾内容の変更の申込み)

第8条 許諾を受けたチーバくんの使用内容を変更しようとするときは、別記第5号様式に定める使用内容変更申込書を知事に提出し、その許諾を得るものとする。

2 知事は、チーバくんの使用内容の変更を許諾する場合には、別記第6号様式に定める使用内容変更許諾書により、申込者に通知するものとする。

3 知事は、チーバくんの使用内容の変更を許諾しない場合には、別記第7号様式に定める使用内容変更不許諾通知書により、申込者に通知するものとする。

4 第7条の規定は、第1項の申込みについて準用する。

(使用の是正及び禁止)

第9条 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 第7条に定める規定に反するとき。
- (2) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (5) 千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」のイメージを損なうおそれのある

とき。

(6) その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

2 知事は、次の各号に該当すると認めるときはチーバくんの使用を禁止することができる。

(1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。

(2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

3 知事は、前項の規定により、使用を禁止するときは、別記第8号様式に定める使用禁止通知書により、使用者に通知するものとする。

4 知事は前項及び第12条の規定による使用禁止により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(責任の制限)

第10条 使用者が、チーバくんの使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、知事は責任の一切を負わないものとする。

(費用負担)

第11条 チーバくんの使用に伴って発生する一切の費用並びにチーバくんを使用した印刷物等の利用に伴って発生する一切の費用及び損害は、使用者が負担する。

(暴力団排除措置)

第12条 第9条の規定にかかわらず、知事は、使用者が次の各号に該当すると認められた場合は、チーバくんの使用を禁止することができるものとする。

(1) 役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体にあつては、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に知事が定める。

2 本要領は、通知なく改訂される場合がある。改訂内容については、千葉県ホームページ等で告知する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年3月19日から施行する。

第 1 号様式 オレンジリングチーバくん（第 4 条第 3 項）



- 1 デザイン及び色調は、使用にあたって千葉県が交付する印刷用データによるものとする。原則、縦横の比率や色の変更、イラストの反転等の改変はできません。
- 2 原則として印刷用データどおりの多色印刷により使用するものとする。単色による使用を希望する場合は、その旨を申込書に記載すること。

第2号様式（第5条第1項）

「オレンジリングチーバくん」使用申込書

年 月 日

千葉県知事 様

（使用者の所在地及び名称）

「オレンジリングチーバくん」の使用を、以下のとおり申込みます。

使用者の名称	
使用者の所在地	
使用の目的	
使用する印刷物等の内容	
使用の方法	
作成する作成部数又は個数	
使用期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
概ねのデザイン案（別添可）	
特記事項	
担当者の連絡先及び氏名	

＜添付書類＞

- （１）使用者の概要が分かる書面
- （２）その他資料

第3号様式（第5条第2項）

「オレンジリングチーバくん」使用許諾書

年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付けで申込みのあった「オレンジリングチーバくん」
の使用申込みについては、次のとおり許諾します。

許諾番号	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
特記事項 （使用にあつての条件）	

【オレンジリングチーバくんの使用に当たって】

- 1 「オレンジリングチーバくん」は、認知症普及啓発を推進する目的で千葉県が作成したものです。チーバくんの使用に当たっては、この目的を十分ご理解のうえ、その趣旨に沿って利用してください。
- 2 チーバくんの使用に当たっては、定められた形式及び色彩で使用してください。また、チーバくんの上に他の図形や文字を重ねて使用しないでください。
- 3 使用許諾に際して、条件が付された場合は、これを誠実に遵守してください。
- 4 チーバくんは、あくまで認知症普及啓発を推進することを目的とするものであり、チーバくんを使用する印刷物等の内容等を千葉県が保障するものではありません。したがって、印刷物等の表記に際しては、このような誤解を招かないように十分注意してください。
- 5 チーバくんの使用に際して、上記の諸事項を遵守していないと認められる場合には、使用を禁止することがあります。使用を禁止された場合には、以後のチーバくんの使用はできません。また、使用を禁止した場合には、使用者に通知するとともに、その旨千葉県のホームページ (<http://www.pref.chiba.lg.jp/>) に掲載するなどして一般にお知らせすることがあります。

なお、使用禁止に伴う損害が生じた場合でも、千葉県は賠償いたしません。

- 6 チーバくんの使用に際して、千葉県はその費用を負担することはありません。チーバくんを使用した印刷物等の利用に伴って発生する費用についても、同様です。
- 7 チーバくんの使用に際して、イメージの混乱を避けるため、次のことを遵守して使用してください。
 - ①縦横の比率を変えない
 - ②他のものを上に重ねない
 - ③色を変えない
 - ④バランスを変えない

第4号様式（第5条第3項）

「オレンジリングチーバくん」使用不承諾通知書

年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付けで申込みのあった「オレンジリングチーバくん」の使用については、公益上の観点及び著作権管理の観点から、チーバくんを使用することが適当であると認められないため、不承諾とします。

第5号様式（第8条第1項）

「オレンジリングチーバくん」使用内容変更申込書

年 月 日

千葉県知事 様

(使用者の所在地及び名称)

年 月 日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、下記
のとおり申し込みます。

記

許諾番号	使用対象
(変更内容)	

第6号様式（第8条第2項）

「オレンジリングチーバくん」使用内容変更許諾書

年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付けで、申込みのあった「オレンジリングチーバくん」の使用内容の変更については、下記のとおり許諾します。

許諾番号	使用対象
(変更内容)	

第 7 号様式（第 8 条第 3 項）

「オレンジリングチーバくん」使用内容変更不承諾通知書

年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付けで申込みのあった「オレンジリングチーバくん」の使用内容の変更については、下記の理由により応じられませんので、不承諾とします。

記

承諾番号	不承諾対象
(理由)	

第8号様式（第9条第3項）

「オレンジリングチーバくん」使用禁止通知書

年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付けで申込みのあった「オレンジリングチーバくん」の使用については、下記のとおり使用を禁止します。

記

1 使用禁止の内容

2 理由